

○自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則

(平成 14 年 6 月 28 日沖縄県公安委員会規則第 8 号)

改正 平成 26 年 5 月 16 日沖縄県公安委員会規則第 9 号 平成 28 年 3 月 29 日沖縄県公安委員会規則第 5 号
平成 28 年 3 月 31 日沖縄県公安委員会規則第 6 号 令和元年 12 月 10 日沖縄県公安委員会規則第 5 号
令和 4 年 11 月 4 日沖縄県公安委員会規則第 12 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 57 号。以下「法」という。）の施行に関する事務について必要な事項を定めるものとする。

(沖縄県道路交通法施行細則の規定の読替え適用)

第 2 条 法第 2 条第 2 項に規定する自動車運転代行業者についての沖縄県道路交通法施行細則（昭和 47 年沖縄県公安委員会規則第 10 号）の次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第 2 条第 2 号	自動車の使用の本拠地を管轄する警察署長	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 57 号。以下「運転代行業法」という。）第 2 条第 1 項に規定する自動車運転代行業の主たる営業所の所在地を管轄する警察署長
第 2 条第 2 号ウ	施行規則第 9 条の 9 第 1 項第 2 号	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う道路交通法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令（平成 14 年内閣府令第 35 号。以下「読替えに関する内閣府令」という。）により読み替えて適用される施行規則第 9 条の 9 第 1 項第 2 号
第 15 条第 1 項	施行規則第 9 条の 9 第 1 項第 2 号	読替えに関する内閣府令により読み替えて適用される施行規則第 9 条の 9 第 1 項第 2 号
	教習・認定申請書（様式第 10 号）	教習・認定申請書（自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則（平成 14 年沖縄県公安委員会規則第 8 号。以下「運転代行業法施行細則」という。）様式第 1 号）
第 15 条第 2 項	教習終了証書（様式第 11 号）	教習修了証書（運転代行業法施行細則様式第 2 号）
	安全運転管理者資格認定書（様式第 9 号）	安全運転管理者資格認定書（運転代行業法施行細則様式第 3 号）
	副安全運転管理者資格認定書（様式第 9 号の 2）	副安全運転管理者資格認定書（運転代行業法施行細則様式第 4 号）
第 16 条	法第 74 条の 3 第 6 項	運転代行業法第 19 条第 1 項の規定により読み替えて適用される法第 74 条の 3 第 6 項

	解任命令書 (様式第 12 号)	解任命令書 (運転代行業法施行細則様式第 5 号)
第 16 条の 2	法第 74 条の 3 第 8 項 是正措置命令書 (様式第 12 号の 2)	運転代行業法第 19 条第 1 項の規定により読み替えて適用される法第 74 条の 3 第 8 項 是正措置命令書 (運転代行業法施行細則様式第 6 号)

(認定の拒否の通知)

第 3 条 法第 5 条第 3 項の規定による通知は、認定に関する通知書 (様式第 7 号) により行うものとする。

(認定又は認定の拒否を行う場合の協議)

第 4 条 法第 5 条第 4 項の規定による協議は、認定に関する協議書 (様式第 8 号) により行うものとする。

(行政処分の上申)

第 5 条 沖縄県警察本部交通部交通企画課長は、解任命令、是正措置命令、認定の取消し、指示、営業の停止命令又は営業の廃止命令 (以下これらを「行政処分」という。) を行う必要があると認められる場合は、行政処分上申書 (様式第 9 号) に証拠資料及び関係書類を添えて、沖縄県警察本部長 (以下「本部長」という。) を經由して、速やかに沖縄県公安委員会 (以下「公安委員会」という。) に上申しなければならない。

(意見陳述のための手続)

第 6 条 法に基づき行政処分を行う場合の被処分者の意見陳述のための手続は、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則 (平成 6 年国家公安委員会規則第 26 号。以下この条において「聴聞規則」という。) に定めるところによる。

2 前項の意見陳述を行う場合は、認定の取消しにあつては聴聞規則別記様式第 6 号により、指示、営業の停止命令及び営業の廃止命令にあつては聴聞規則別記様式第 16 号により通知するものとする。

(認定の取消し等を行う場合の協議)

第 7 条 法第 7 条第 2 項の規定による協議は、認定取消しに関する協議書 (様式第 10 号) により行うものとする。

2 法第 23 条第 3 項の規定による協議は、営業停止命令に関する協議書 (様式第 11 号) により行うものとする。

3 法第 24 条第 2 項の規定による協議は、営業廃止命令に関する協議書 (様式第 12 号) により行うものとする。

(行政処分の通知)

第 8 条 公安委員会は、行政処分を決定したときは、認定取消通知書 (様式第 13 号)、指示書 (様式第 14 号)、営業停止命令書 (様式第 15 号) 又は営業廃止命令書 (様式第 16 号) により被処分者に通知しなければならない。

2 前項の行政処分の通知は、自動車運転代行業を営む者の主たる営業所の所在地を管轄する警察署長 (以下「管轄警察署長」という。) が行うものとする。

3 管轄警察署長は、行政処分のお知らせを完了したとき、又は被処分者が所在不明等のためそのお知らせができなかったときは、行政処分執行報告書（様式第 17 号）によりその状況を本部長を経由して速やかに公安委員会に報告しなければならない。

（変更届出等に関するお知らせ）

第 9 条 法第 8 条第 2 項の規定によるお知らせは、変更届出に関するお知らせ（様式第 18 号）により行うものとする。

2 法第 9 条第 3 項の規定によるお知らせは、認定証の返納に関するお知らせ（様式第 19 号）により行うものとする。

3 法第 22 条第 1 項の規定によるお知らせは、指示に関するお知らせ（様式第 20 号）により行うものとする。

（認定証返納の場合の届出書）

第 10 条 法第 9 条第 1 項又は第 2 項の規定による認定証の返納は、認定証返納届出書（様式第 21 号）を提出して行うものとする。

（身分証明書の提示）

第 11 条 警察職員は、法第 21 条第 1 項の規定による立入検査を行う場合は、身分証明書（様式第 22 号）を関係者に提示しなければならない。

（委任）

第 12 条 この規則に定めるもののほか、法の施行に関し必要な事項は本部長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 26 年 5 月 16 日沖縄県公安委員会規則第 9 号）

この規則は、平成 26 年 5 月 16 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 29 日沖縄県公安委員会規則第 5 号）

この規則は、平成 28 年 3 月 29 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 31 日沖縄県公安委員会規則第 6 号）

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 12 月 10 日沖縄県公安委員会規則第 5 号）

（施行期日）

1 この規則は、令和元年 12 月 10 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の沖縄県道路交通法施行細則、沖縄県公安委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則、沖縄県青少年によるテレホンクラブ等営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例施行規則、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則、公安委員会が保有する公文書の開示等に関する規則、特定任意講習の実施に関する規則、警備業法施行細則、探偵業の業務の適正化に関する法律施行細則、沖縄県迷惑行為防止条例施行規則、特例施設占有者の指定等に関する規則、緊急

自動車の運転資格審査の実施に関する規則、認知機能検査員講習の実施等に関する規則、古物営業法施行細則、沖縄県放置違反金に係る納付命令、督促、滞納処分等に関する規則、銃砲刀剣類所持等取締法施行細則、沖縄県風俗案内業の規制に関する条例施行規則、違反者講習の実施等に関する規則、特定講習の実施等に関する規則、高齢者講習の実施等に関する規則、認知機能検査の実施に関する規則、質屋営業法施行細則及び沖縄県風俗環境保全協議会の委員の委嘱等に関する規則に規定する様式による書面については、この規則による改正後の沖縄県道路交通法施行細則、沖縄県公安委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則、沖縄県青少年によるテレホンクラブ等営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例施行規則、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則、公安委員会が保有する公文書の開示等に関する規則、特定任意講習の実施に関する規則、警備業法施行細則、探偵業の業務の適正化に関する法律施行細則、沖縄県迷惑行為防止条例施行規則、特例施設占有者の指定等に関する規則、緊急自動車の運転資格審査の実施に関する規則、認知機能検査員講習の実施等に関する規則、古物営業法施行細則、沖縄県放置違反金に係る納付命令、督促、滞納処分等に関する規則、銃砲刀剣類所持等取締法施行細則、沖縄県風俗案内業の規制に関する条例施行規則、違反者講習の実施等に関する規則、特定講習の実施等に関する規則、高齢者講習の実施等に関する規則、認知機能検査の実施に関する規則、質屋営業法施行細則及び沖縄県風俗環境保全協議会の委員の委嘱等に関する規則に規定する様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

附 則（令和4年11月4日沖縄県公安委員会規則第12号）

この規則は、令和4年11月4日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

教習・認定申請書

[別紙参照]

様式第2号（第2条関係）

教習修了証書

[別紙参照]

様式第3号（第2条関係）

安全運転管理者資格認定書

[別紙参照]

様式第4号（第2条関係）

副安全運転管理者資格認定書

[別紙参照]

様式第5号（第2条関係）

解任命令書

[別紙参照]

様式第6号（第2条関係）

是正措置命令書

[別紙参照]

様式第7号（第3条関係）

認定に関する通知書

[別紙参照]

様式第8号（第4条関係）

認定に関する協議書

[別紙参照]

様式第9号（第5条関係）

行政処分上申書

[別紙参照]

様式第10号（第7条関係）

認定取消しに関する協議書

[別紙参照]

様式第11号（第7条関係）

営業停止命令に関する協議書

[別紙参照]

様式第12号（第7条関係）

営業廃止命令に関する協議書

[別紙参照]

様式第13号（第8条関係）

認定取消通知書

[別紙参照]

様式第 14 号（第 8 条関係）

指示書

[別紙参照]

様式第 15 号（第 8 条関係）

営業停止命令書

[別紙参照]

様式第 16 号（第 8 条関係）

営業廃止命令書

[別紙参照]

様式第 17 号（第 8 条関係）

行政処分執行報告書

[別紙参照]

様式第 18 号（第 9 条関係）

変更届出に関する通知書

[別紙参照]

様式第 19 号（第 9 条関係）

認定証の返納に関する通知書

[別紙参照]

様式第 20 号（第 9 条関係）

指示に関する通知書

[別紙参照]

様式第 21 号（第 10 条関係）

認定証返納届出書

[別紙参照]

様式第 22 号（第 11 条関係）

身分証明書

[別紙参照]